

追評価報告書

大学名称 日本大学 (大学評価実施年度 平成29年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本報告書では、「適合」であった平成29年度の本学に対する大学評価（認証評価）結果が「不適合」に変更される端緒となった重大問題点として、指摘されている医学部入学者選抜について、公正性の確保に関する取組と改善状況を中心に報告する。なお、平成29年度の大学評価において貴協会から提示された「努力課題」における対応状況及び「改善勧告」における改善状況については、今般の追評価に際し既にとりまとめが終了していることから、「2各提言の改善状況」の「(2) 改善勧告」及び「(3) 努力課題」にて報告する。

平成30年12月14日に文部科学省から発出された「医学部医学科の入学者選抜における公正確保に係る緊急調査最終まとめ」で、本学医学部の一般入試の追加合格者について、特定の者を優先的に合格させていた不適切な事案として指摘された。

指摘後に実施した、入学者選抜における公正性の確保に関する「学生の受け入れ」及び「管理・運営」に係る全学的な対応は以下のとおりである。

本学では、文部科学省からの指摘を重く受け止め、入学試験管理委員会規程第2条(資料1-1)に基づき平成30年12月19日に各学部の入学試験管理委員会委員を法人本部に招集して臨時の入学試験管理委員会を開催し(資料1-2)、1「入学者選抜における公正確保等について」、2「入試業務全般に係るガバナンス体制について」を議題として協議し、同最終まとめについての全学的な共通理解を図るとともに、各学部及び全学における入試業務に関するガバナンス体制を確立していくことを周知した。

さらに、平成31年1月16日開催の第9回入学試験管理委員会において、「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」及び「入試業務全般に係るガバナンス体制」を協議した。平成31年1月29日開催の常務理事会及び平成31年2月1日開催の学部長会議において承認し、公正な入学試験の実施と、それに向けた全学的なガバナンス体制の確立を機関決定し、各学部等に通知した(資料1-3, 1-4, 1-5, 1-6)。

また、各学部等で決定した合格予定者を学長が決裁する際、学長及び本部の入試所管部署がその公正性をきちんと把握するという法人本部におけるチェック体制の強化が重要となるとの観点から、平成31年度の合格予定者内申から、点数ごとの得点分布又は順位が分かる判定資料を提出書類に付け加えることとした(資料1-7)。

さらに、本学では、文部科学省による調査後も入学試験の公正確保についての取組を続け、令和2年度入試からは、成績順位に応じて公正かつ妥当な方法により適正に合格判定が行われているかを確認するため、点数ごとの得点分布又は順位が分かる資料に替えて「成績順位が分かる資料」を合格予定者の内申の資料とするなど、法人本部における全学的なチェック体制の更なる強化を図り、入学試験における合格予定者決定のプロセスが適正に行われているかを確認した(資料1-8)。

医学部における対応としては、平成30年12月19日に教授会を開き、入学試験管理委員

会委員長、入学試験実行委員会委員長の変更や副委員長の選任等によるチェック体制の強化及び入試判定について透明化、単純化、多重チェックを行う等、入学試験体制の再構築等を決定（資料1-9）。これを受けて平成30年12月28日に、本学公式ウェブサイトを通じて医学部入試の不適切事案によって不利益を被った受験生への救済方針と、出願開始を直前に控えた平成31年度医学部一般入学試験の透明かつ公正な実施に向けた実施方針等について公表し、この中で副学長を中心に第三者を含む検証機関を設置することを明らかにした（資料1-10）。

また、医学部から平成31年1月30日付けで、「医学部一般入試に関する調査検証委員会」（以下「調査検証委員会」という）設置の内申を受け、法人本部としてもこれを認め、今回の不適切事案及び医学部においてまとめた再発防止策等を、第三者を交えた調査検証委員会を設置して実地調査することとした（資料1-11-1, 1-11-2）。

調査検証委員会では、平成31年度の医学部一般入試の実施状況及び不利益を被った受験生への対応についても調査し、令和元年8月29日に調査検証委員会報告書が提出され、文部科学省に報告するとともに、今後の入学試験に関する取組とともに本学公式ウェブサイトに公表した（資料1-12-1, 1-12-2）。

また、平成31年度の医学部一般入試については、令和元年6月25日付け文部科学省大学入試室からの事務連絡で、文部科学省による「平成31年度医学部医学科入学者選抜における公正確保等に係る調査」に基づく書面及び訪問調査の結果、大学設置基準第2条の2の趣旨に反する不適切な事案は確認されなかったと結論づけられている（資料1-13）。

また、「内部質保証」の改善に向けた全学的な取組としては、令和2年9月に就任した現学長の下、教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めるための内部質保証体制等の整備を行い、令和3年3月12日開催の理事会において、「日本大学内部質保証に関する方針」を制定し、本方針を具体化するために、本方針と連動する「日本大学内部質保証推進規程」も併せて定め、学内外に広く周知した（資料1-14【ウェブ】）。

評価後の内部質保証体制構築の詳細は、別途「重大な問題点（「日本大学に対する調査結果」で指摘された事項）」の「基準10 内部質保証」を参照いただきたい。

このように、本学では文部科学省からの指摘に対して、対象となる医学部だけではなく、全学的な検討事項として捉え真摯に改善に向けて対応してきており、調査を終えた後についても、引き続き全学的なチェック体制及び教育の質保証体制の強化について検証し、改善に取り組む体制の構築を図ってきた。

また、平成29年度の大学評価において貴協会から提示された「努力課題」における対応状況及び「改善勧告」における改善状況については、「全学自己点検・評価委員会」の下に置かれる「大学評価専門委員会」の委員が、各所管部署や学部等の改善進捗状況結果について検証を行い、その結果を「大学評価専門委員会からの見解」として明示し、本部及び学部等に対しフィードバックを行い、改善・改革を推し進めた（資料1-15）。

各委員による検証の際には、各委員の所属以外の学部等の検証を担当するため、改善・向上の取組に対する客観性の確保に留意した。

このように、本学では認証評価の結果を真摯に受け止め、その改善について全学的に検証する体制が構築されており、改善を図っている。

<根拠資料>

- 1-1 入学試験管理委員会規程
- 1-2 入学試験管理委員会（臨時）（平成30年12月19日）
- 1-3 第9回入学試験管理委員会（平成31年1月16日）
- 1-4 常務理事会議案上程書（平成31年1月29日）
- 1-5 学部長会議案上程書（平成31年2月1日）
- 1-6 入学者選抜における公正確保のためのガイドライン及びガバナンス体制について（通知）（平成31年2月15日）
- 1-7 一般入学試験における合格予定者の内申について（通知）（平成31年2月6日）
- 1-8 入学試験における合格予定者の内申について（通知）（令和2年1月31日）
- 1-9 文部科学省「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」に係る医学部入学試験の体制変更等について（内申）（平成30年12月21日）
- 1-10 日本大学医学部入学試験における対応方針等について（平成30年12月28日公表）
- 1-1 1-1 「医学部一般入試に関する調査検証委員会」の設置について（内申）（平成31年1月30日）
- 1-1 1-2 「医学部一般入試に関する調査検証委員会」の設置について（通知）（平成31年2月15日）
- 1-1 2-1 調査検証委員会 報告書
- 1-1 2-2 日本大学医学部入学試験に関する調査検証委員会の報告書について（令和元年9月17日公表）
- 1-1 3 平成31年度医学部医学科入学者選抜における公正確保等に係る調査結果について（令和元年6月25日）
- 1-1 4 【ウェブ】大学ホームページ／内部質保証について
http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/quality_assurance/
- 1-1 5 「全学自己点検・評価結果における改善意見」及び「大学認証評価結果」に対する改善取組進捗状況に対する検証要領（令和元年度実施）

2. 各提言の改善状況

(1) 重大な問題点（「日本大学に対する調査結果」で指摘された事項）

No.	種 別	内 容
1	基準	基準5 学生の受け入れ
	問題点の概要	<p>日本大学においては、追加合格者を選定する際に、同窓会関係者から渡された同窓生子女リストに基づき医学部同窓生子女を優先して合格させることが慣例化しており、医学部長、医学部入学試験実行委員長及び事務局長の恣意的な判断により追加合格者を決定していたことから、不適切な入学者選抜が行われていたと言わざるを得ない。（「日本大学医学部医学科に対する調査結果」より抜粋）</p>
	当時の状況	<p>入学者の早期確保及び定員管理の厳格化の観点から、一般入試の二次試験後に、正規合格発表後の辞退者の動向などによって追加合格者を順次発表するに当たり、医学部のアドミッション・ポリシーの理解度や医学部への適合性などをもとに、入学意欲が高いと思われる一部の受験者を優先的に選定していたものである。</p> <p>平成29年度における追加合格者の39%は入学を辞退していることなどから、欠員が多く出る早期の追加合格発表で、入学予定者を募集人員近くまで確保しておくことを考慮し、把握していた一部の大学付属病院や関連病院の維持発展に資する可能性の高い医学部同窓の子女を、早期に追加合格予定者とすることを目的として、その点を判定基準の一部に加味した総合評価を実施していた。</p>
改善状況	<p>学生の受け入れにおいて、文部科学省からの指摘に対して、全学的に取り組んだ事項としては、学部長が入学試験管理委員会委員長を兼務しないことなど「組織・体制」の整備等について盛り込んだ「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」（資料2-(1)-1-1）を作成し、医学部を含め、全ての学部にも周知し、入試業務全般に係るガバナンス体制を再構築した。</p> <p>また、「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」においては、「組織・体制」の他に</p>	

	<p>も「募集要項」、「出願書類」、「面接等」及び「合否判定」の5つの項目について新たに公正性を確保するための措置を定めており、入学者選抜体制の整備だけでなく、募集から合否判定までの流れについても見直し及び改善を図った。</p> <p>具体的な内容として、「募集要項」については、入学者選抜の方法や合否判定基準等について可能な限り明らかにするように定めた。また、募集要項等で予め説明していないにもかかわらず、合理的な理由なく合格又は不合格及び属性に応じた一律の得点調整や取扱いの差異の設定などを行わないことを併せて定めた。</p> <p>「出願書類」については、多様な背景を持った学生の受け入れに配慮するとともに、調査書や出願時の書類等を審査する際の評価基準を明確化し、複数の教職員又は評価組織で評価作業を行い、評価結果の公平性を確保するよう定めた。</p> <p>また、「面接等」については、原則として家庭環境や経済状況についての質問はしないこと、属性に応じた班分けや取扱いの差異を設けないことなどを定めた。</p> <p>「合否判定」においては、属性を理由として一律的に取扱いの差異を設けないとともに、合否判定資料のアクセス権限の限定化等、合否判定資料の取扱いに関して十分に配慮することを定めた。</p> <p>また、合否判定資料に記載する情報の制限や追加合格予定者の合格基準を事前に教授会において明確化する等を定めた。</p> <p>合否判定における内申の際には、これまで提出を求めていなかった受験者の得点順の順位表を、正規合格者発表段階で追加合格候補者も含めて提出させることで、判定の公正性を学長自らが確認できるよう定めた。</p> <p>このような追加合格の公正性の確認を行うことで、定員管理厳格化にも寄与している。</p> <p>「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」以外の対応としては、入学試験管理委員会において、平成31年度より「入学試験期日・科目等に関するガイドライン」において、内申から発表までの日程について、法人本部で十分に検</p>
--	--

		<p>討できるよう余裕を持って行うよう決定し、要請している（資料2-(1)-1-2）。</p> <p>その後も、「令和3年度入学試験期日・科目等に関するガイドライン」において、追加合格予定者内申の内容をより確実に検討できるよう、内申から発表までの日程について詳細に定めるなど、追加合格の公正性の確認について、継続的に検討を重ね改善につなげている（資料2-(1)-1-3）。</p> <p>また、受験者に対する情報公開として、これまで請求のあった不合格者のみだった成績開示を、平成31年度以降の一般入試において、不合格者全員に開示することとした（資料2-(1)-1-4, 2-(1)-1-5）。</p> <p>文部科学省の指摘に対する、医学部の対応としては、一連の調査の中で、入学者選抜基準の見直しや調査書の評価方法の見直し、面接や小論文では主観による評価の差を考慮し点数配分等の見直しを実施した（資料2-(1)-1-6, 2-(1)-1-7, 2-(1)-1-8）。</p> <p>この対応のほか、文部科学省からの「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」（資料2-(1)-1-9）にある「入学者選抜の公正確保に資すると思われる好事例」を参考に、面接試験に女性の面接官を多く採用し（資料2-(1)-1-10）、判定等の作業内容等も逐一、教授会等へ報告し、透明性を図ることとし、合否判定方法や追加合格者の決定についての情報公開に努めている。</p> <p>また、追加合格の件への対応については、追加合格候補者に順位を振り、その順位を本人に通知するとともに、ホームページ上でも公表、順位のとおり追加合格を発表した（資料2-(1)-1-11）。</p> <p>その際に、3月最終週には辞退者があるたびに順位に従って、「追加合格電話対応手順書」のとおり入学意思の確認を行った上で合格予定者の判定をするなど、透明性の確保に取り組んでいる（資料2-(1)-1-12）。</p>
	「改善状況」の根拠資料	<p>資料2-(1)-1-1 入学者選抜における公正確保のためのガイドライン</p> <p>資料2-(1)-1-2 平成31年度入学試験期日・科目</p>

		<p>等に関するガイドライン 資料2-(1)-1-3 令和3年度入学試験期日・科目等に関するガイドライン 資料2-(1)-1-4 平成31年度以降の一般入試に係る入試成績の開示について(通知) 資料2-(1)-1-5 2019一般入学試験要項 資料2-(1)-1-6 2021年度入学者選抜基準 資料2-(1)-1-7 調査書評価作業実施要領 資料2-(1)-1-8 医学部入学試験面接試験評価に係る資料 資料2-(1)-1-9 医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ 資料2-(1)-1-10 文部科学省「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」に係る医学部入学試験の体制変更等について(内申)(平成30年12月21日) 資料2-(1)-1-11 医学部臨時教授会議事録(平成31年2月6日) 資料2-(1)-1-12 追加合格電話対応手順書</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>＜改善勧告＞ .</p> <p>＜努力課題＞ .</p>
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
2	基準	基準9-1 管理運営
	問題点の概要	<p>日本大学の管理運営においては、重大な問題点を指摘せざるを得ない。すなわち、追加合格者の決定過程において、同窓会関係者からの同窓生子女リストを介在させていたことである。また、本来の入学者選抜の手續に則れば追加合格者は「医学部入学試験管理委員会」が判定するとなっているにも関わらず、明確な追加合格の合否判定基準を設けないまま、医学部長、医学部入学試験実行</p>

		<p>委員長及び事務局長に一任されており、教授会で審議していたのは受験者の受験番号のみが記載された追加合格候補者の名簿であったことから、医学部長、医学部入学試験実行委員長及び事務局長以外の教職員が同窓生子女を優遇していた事実を知る余地はなかった。</p> <p>このように規程に示された入学者選抜の手續と異なる選抜プロセスがとられていたが、日本大学が前回の大学評価申請時に提出した『点検・評価報告書』(415頁)では、「本学の管理運営は、関係法令に則り定めた基本規程及び学内諸規程に基づいて行っている」と自己点検・評価しており、今回の調査に鑑みて、事実と異なる記述であったと判断する。(「日本大学医学部医学科に対する調査結果」より抜粋)</p>
当時の状況		<p>各学部の入学試験の実施及び合格者の判定については、各学部の責任において実施しているところである。今回の問題は、入学定員の確保と厳格な定員管理を求められる医学部入試の特殊性の中で、本学部のアドミッション・ポリシーを理解し、入学する可能性の高いと考えられる同窓子女を、第二次追加合格以降の数次に渡る追加合格者決定プロセスにおいて優先したという事象である。</p> <p>追加合格者決定のプロセスは医学部長、医学部入学試験実行委員会委員長及び事務局長が司っており、医学部入学試験管理委員会の委員長を医学部長が兼任する組織体制の中で発生した。本部では学部の入学試験実施体制の全てを把握するという状況になく、大学全体を統括している本部所管の委員会等が把握できる範囲を超えていたものである。</p>
改善状況		<p>本学では、平成30年12月14日に文部科学省からの指摘を受けて以降、その対応に当たっては、入学試験管理委員会を中心に、全学的な入学者選抜における公正確保等の措置についての確立を図ってきた。</p> <p>まず、本学の入学者選抜に係る全学的な体制としては、入学試験管理委員会があり、大学本部に</p>

	<p>設置されている。これは各学部長が推薦する教員等で構成されており、学部教授会に対する学長からの意見聴取を支えている。また、学生募集及び入学試験に関する重要事項について、学長の諮問に対して審議答申することや、意見の具申をすることなどを役割としている。</p> <p>そのため、平成30年12月14日に文部科学省より指摘を受けた入学者選抜の公正確保等に関する各種対応については、本部入学試験管理委員会が責任主体となり、医学部と連携して対応に当たった。</p> <p>全学的な改善事項として、平成31年1月16日開催の第9回入学試験管理委員会において、「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」及び「入試業務全般に係るガバナンス体制」を協議し、平成31年1月29日開催の常務理事会及び同年2月1日開催の学部長会議において承認し、公正な入学試験の実施と、それに向けた全学的なガバナンス体制の確立を機関決定し、各学部等に通知した（資料1-3, 1-4, 1-5, 1-6）。</p> <p>その後の対応について、入学者選抜における公正確保等に関する管理・運営面の全学的な対応として、学長からの指示の下、平成31年度の合格予定者内申から、点数ごとの得点分布又は順位が分かる判定資料を提出書類に付け加えることで学長及び本部の入学試験所管部署がその公正性をきちんと把握できる体制を構築し、各学部等に通知している（資料1-7）。</p> <p>さらに、平成31年度の内申資料を検討した上で、学長よりさらに公正性の確保の強化に対して指示があり、令和2年度入試からは、「成績順位が分かる資料」を合格予定者の内申の資料に統一することとし、全学的なガバナンス体制の更なる強化を図った（資料1-8）。</p> <p>このように、全学的な入学者選抜については、学長によるガバナンス体制の下、全学的な入学者選抜における公正確保等に関する検証及び改善を続けており、文部科学省及び貴協会による指摘についての対応はもちろん調査後についても、継続的な管理・運営体制の強化を推し進めている。</p>
--	--

	<p>また、医学部における対応としては、全学的な入学者選抜における公正確保等の措置に対応するとともに、学部内における公正確保等の措置として、平成30年12月19日及び平成31年2月6日の教授会において、入学試験管理委員会委員長、入学試験実行委員会委員長の変更や副委員長の選任等によるチェック体制の強化及び追加合格候補者の選出について透明化、単純化、多重チェックを行う等、入学試験体制の再構築等を決定した(資料2-(1)-2-1, 2-(1)-1-11)。</p> <p>その中で、平成31年度入学試験は両委員会の委員長を変更し(資料2-(1)-2-2)、令和2年度入試についても引き続き新たな体制をもって実施した(資料2-(1)-2-3)。</p> <p>また、医学部から、平成31年1月30日付けで、「医学部一般入試に関する調査検証委員会」(以下「調査検証委員会」という)設置の内申を受け、法人本部としてもそれを認め、今回の不適切事案及び医学部においてまとめた再発防止策等を、第三者を交えた調査検証委員会を設置して実地調査をすることを決定する(資料1-11)など、法人本部と連携を取り公正な入学試験の実施についての対応を図った。</p> <p>なお、調査検証委員会において行われた実地調査の結果については、令和元年8月29日に「調査検証委員会報告書」として提出され、文部科学省に報告するとともに、今後の入学試験に関する取組とともに本学公式ウェブサイトに公表した(資料1-12-1, 1-12-2)。</p> <p>さらに、平成31年度の医学部一般入試について、令和元年6月25日付け文部科学省大学入試室からの事務連絡で、文部科学省による「平成31年度医学部医学科入学者選抜における公正確保等に係る調査」に基づく書面及び訪問調査の結果、大学設置基準第2条の2の趣旨に反する不適切な事案は確認されなかったと結論付けた(資料1-13)。</p> <p>本調査結果後も医学部において入学者選抜の公正性の確保におけるガバナンス体制における検討を重ねており、追加合格候補者の選出につい</p>
--	---

		<p>て学部長，入学試験実行委員会委員長など一部の教職員に一任していたことなど，これまで不透明だった部分について，令和元年10月9日に医学部において「入学試験管理委員会」「入学試験実行委員会」の内規（資料2-(1)-2-4, 2-(1)-2-5）を制定することで明確化し，入学試験の作業に関して教授会に付議することを定め，入学試験業務全般におけるガバナンス体制の透明化を図った。</p> <p>このように，医学部においても入学者選抜における公正確保等に関する検証及び改善を続けており，学部長を筆頭に，教授会，入学試験管理委員会及び入学試験実行委員会が連携することで，ガバナンス体制の強化を推し進めている。</p>
	「改善状況」の根拠資料	<p>資料2-(1)-2-1 平成30年12月19日 第15回医学部定例教授会議事録</p> <p>資料2-(1)-2-2 平成30年度医学部入学試験管理委員会・実行委員会構成員(改善前及び改善後)</p> <p>資料2-(1)-2-3 令和2年度医学部入学試験管理委員会・実行委員会名簿</p> <p>資料2-(1)-2-4 日本大学医学部入学試験管理委員会内規</p> <p>資料2-(1)-2-5 日本大学医学部入学試験実行委員会内規</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>＜改善勧告＞</p> <p>・</p> <p>＜努力課題＞</p> <p>・</p>
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
3	基準	基準10 内部質保証
	問題点の概要	<p>日本大学では，学部・学科ごとの入学者選抜の公正性の確保が十分でなかったと考えられるが，学生の質を担保すると同時に，入学者選抜の公正性を担保することは根本的に必要な取組である。</p>

	<p>そのため、自己点検・評価活動が形骸化した取組とならないよう配慮し、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明するよう、改めて内部質保証システムの有効性について検討することが求められる。（「日本大学医学部医学科に対する調査結果」より抜粋）</p>
当時の状況	<p>内部質保証システムに関して、平成29年度における自己点検・評価報告書では「日本大学自己点検・評価規程」に基づき、「全学自己点検・評価委員会」を中心に、実際に自己点検・評価を実施する本部及び各学部等に設置された「各学部等自己点検・評価委員会」や、それぞれの自己点検・評価を総合的な見地から企画、調整する「大学評価専門委員会」という重層的な組織を構築することで、より効果的な自己点検・評価を可能としている、という趣旨の記述がある。</p> <p>しかしながら、自己点検・評価活動の中で、自己点検・評価結果を受けて、法人本部各所管部署及び各学部等において改善事項を抽出し、各委員会において報告し、改善状況を経年確認する体制ができていたものの、その改善事項の抽出、改善状況及び結果については、法人本部各所管部署及び学部等の課題意識に頼るところが大きく、全学的な検証に至っていなかった。</p> <p>そのため、医学部医学科入試における不適切な取扱いを課題として認識することが難しい状況にあった。</p>
改善状況	<p>前回の平成29年度認証評価後に実施した、平成30年度全学自己点検・評価結果を受けて抽出した改善事項について、改善事項の抽出については法人本部各所管部署及び学部等にゆだねたものの、その後の改善状況及び改善結果については、「全学自己点検・評価委員会」の下に置かれる「大学評価専門委員会」の委員がその改善進捗状況や結果についての検証を行い、その結果を「大学評価専門委員会からの見解」として明示し、本部及び学部等に対しフィードバックを行い、より改善・改革の推進に役立つ点検・評価活動につなげるための仕組みを構築した（資料1-15, 2-(1)-3-1）。</p>

	<p>各委員による検証の際には、各委員の所属以外の学部等の検証を担当するため、改善・向上の取組に対する客観性の確保に留意した。</p> <p>また、令和2年度においては、9月に就任した現学長の下、教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めるための内部質保証体制等の整備を行い、「日本大学内部質保証に関する方針」を策定し、本方針を具体化するために、本方針と連動する「日本大学内部質保証推進規程」を定めた（資料1-14【ウェブ】）。</p> <p>本方針及び規程において、全学的な内部質保証の推進に責任を負う「全学内部質保証推進委員会」、学部等の内部質保証に権限を持つ組織として「学部等内部質保証推進委員会」を置くことを定めた。</p> <p>今後は、内部質保証に責任を負う以上の各組織が、既存の各組織や諸活動と連携し、全学的に取り組むべき改善事項について検証及び指摘していくことで、恒常的な改善・改革、質の向上を図ることとした。</p>
「改善状況」の根拠資料	資料2-(1)-3-1 「全学自己点検・評価結果における改善意見」に対する改善結果における検証要領（令和2年度）
＜大学基準協会使用欄＞	
評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>＜改善勧告＞</p> <p>・</p> <p>＜努力課題＞</p> <p>・</p>
評価	5 4 3 2 1 評価保留

(2) 改善勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準3 教員・教員組織
	提言（全文）	2017（平成29）年5月1日時点において、商学研究科商学専攻（博士後期課程）では、大学院設置基準上必要な研究指導教員が2名（うち教授数1名）不足しているため、是正されたい。
	大学評価時の状況	博士後期課程を担当している教員が他大学に転出したことと、また、一人の教員が体調不良のために定年退職を迎える前に退職したため、大学院設置基準上必要な研究指導教員が2名（うち教授数1名）不足した状態となっていた。
	大学評価後の改善状況	<p>全学的な専任教員の配置に関する取組として、大学として「経営上の基本方針」及び「教学に関する全学的な基本方針」に沿った人事計画を策定すべく、各学部等に対して平成27年度に5年間（令和2年度まで）の教員配置計画の作成（資料2-(2)-1-1）、令和2年9月には令和3年度以降の教員配置計画の作成を依頼したが、新たに各研究科に対して「大学院研究科教員配置計画書」の作成を依頼（資料2-(2)-1-2）、大学院設置基準上必要な教員数を考慮の上、研究指導教員及び研究指導補助教員の配置計画を策定させることとした。</p> <p>さらに、従来、毎年、次年度予算編成時に大学院設置基準に定める教員数を満たしているか等について確認を行っているが、今後も継続することとする。</p> <p>商学研究科商学専攻においては、大学院設置基準上必要な研究指導教員が不足していることが明らかとなった時点で、研究指導教員2名が不足していた状態を解消すべく任用手続に着手した。その結果、平成30年4月までに、研究指導教員2名が不足していた状態は解消することができ、現在に至っている（資料2-(2)-1-3）。また、学部の人事委員会と大学院課程検討委員会の連携の下、大学院設置基準に定める教員数に不足がないか、現員数を確認する仕組を構築した。今後も、定期的に所管部署担当者及び委員長と現況を確認の上、教員任用に係る中長期計画を立てることを継</p>

		<p>続していく。</p> <p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p> <p>資料2-(2)-1-1 学部，研究科教員配置計画書等の提出について（依頼）（平成27年7月22日付）</p> <p>資料2-(2)-1-2 学部，研究科教員配置計画書等の提出について（依頼）（令和2年8月19日付）</p> <p>資料2-(2)-1-3 大学基礎データ</p>
＜大学基準協会使用欄＞		
	評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>＜改善勧告＞</p> <p>・</p> <p>＜努力課題＞</p> <p>・</p>
	評価	5 4 3 2 1 評価保留
No.	種 別	内 容
2	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	<p>過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率について，医学部医学科において1.03，1.05と高いので是正されたい。また，収容定員に対する在籍学生数比率について，法学部法律学科（第一部）及び文理学部体育学科において，それぞれ1.30，1.31と高いので是正されたい。</p>
	大学評価時の状況	<p>収容定員及び入学定員の管理は各学部の教授会において行われ，実際の入学者数と在籍者数に大幅な誤差が生じないように過去の入試結果と入学者数を踏まえて慎重に合否判定をすることで適正に管理していたが，指摘のあった以下の学部については，適正な定員数とはなっていなかった。</p> <p>法学部については，過去数年にわたり法律学科（第一部）の収容定員に対する在籍学生数比率が適正な数値ではなく，この要因として留年者数を抑制することが肝要であることを問題視し，教職員間で情報共有並びに問題提起した上で，より具体的な改善策を継続的に検討していくこととしていた。</p>

		<p>文理学部では、収容定員に対する在籍学生比率を学科単位ではなく学部全体における収容定員に対する比率と捉えており認識に差異が生じていた。そのため一部学科において適正な在籍学生数比率を超過する状況が発生した。</p> <p>医学部では、私立大学等経常費補助金取扱要項・配分基準及び収容定員超過率に基づいて合格者数を見極めていた要素が強かったため、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が共に高い傾向にあった。</p>
大学評価後の改善状況		<p>本学では、入学定員管理について「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」並びに「私立大学等経常費補助金の交付基準」に基づき入学定員の管理をしていたが、平成29年10月、本学独自の入学定員基準が理事会で決定した。毎年各学部等に対して入学者上限数を通知し、入学定員管理の徹底を図っている。</p> <p>収容定員管理については、法人として収容定員管理を全学的に対応せず、各学部において管理を行っている。</p> <p>法学部では、法律学科（第一部）の入学定員を1学年450名から533名に83名増員することにより、収容定員に対する在籍学生数比率の改善を図った。また、学務委員会退学対策小委員会（資料2-(2)-2-1）では、単位数に応じた基準を設けた上で、成績が不振な学生に対する専任教員からの学修指導（特別履修相談）、学生の保護者を対象とした個別面談の機会を設け、留年者数の抑制に努めた。その結果、収容定員に対する在籍学生数比率が令和2年度は1.23まで改善した（資料2-(2)-1-3）。</p> <p>文理学部では、体育学科において引き続き入試管理委員会を中心に各種入学試験実施時に収容定員等に係る管理表（資料2-(2)-2-2）を作成し対象学科を含む全学科に配布し、合否判定をする際に基準を超えないよう改善に取り組んだ。その結果、体育学科の収容定員に対する在籍学生数比率は1.18まで改善した（資料2-(2)-1-3）。</p> <p>医学部では、収容定員に対する在籍学生数比率</p>

	の適正化のために「医学部収容定員の適正化のための改善計画（医学教育改善計画）」を策定した（資料2-(2)-2-3）。なお、収容定員に対する在籍学生数比率は1.05から改善に至っていない（資料2-(2)-1-3）。
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(2)-2-1 （法学部）学務委員会退学対策小委員会議題（平成29年度～令和2年度） 資料2-(2)-2-2 （文理学部）収容定員等に係る管理表 資料2-(2)-2-3 （医学部）医学部収容定員の適正化のための改善計画（医学教育改善計画）
＜大学基準協会使用欄＞	
評価所見	○○○○○○○○○○○○○○ ＜改善勧告＞ . ＜努力課題＞ .
評価	5 4 3 2 1 評価保留

		<努力課題> .
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針
	提言 (全文)	法学研究科博士前期課程及び博士後期課程, 商学研究科博士前期課程及び博士後期課程, 理工学研究科博士前期課程及び博士後期課程, 工学研究科博士前期課程及び博士後期課程, 歯学研究科, 松戸歯学研究科では, 学位授与方針に課程修了にあたって修得すべき学習成果が示されていないので, 改善が望まれる。また, 総合基礎科学研究科, 生産工学研究科では, 学位授与方針が課程ごとに定められていないので, 改善が望まれる。
	大学評価時の状況	課程ごとに入学者受入方針, 学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を定めていたが, 学位授与の方針を定めたことにとどまり, 課程修了に当たって修得しておくべき学習成果が具体的に示されていなかった。
	大学評価後の改善状況	評価後の対応として, 全学的に共通する「修得すべき学習成果が具体的ではない」, 「学習成果が抽象的」といった課題についてさらなる改善を目指し, 令和2年に策定した「教学に関する全学的な基本方針」において, 「学位プログラムとしての大学院教育の確立」として, 社会のニーズと合致した大学院教育の推進や, 学部教育との連携を掲げており, 今後, 大学として推進していく(資料2-(3)-2-1)。 各研究科における改善対応として, 法学研究科では, 現状の法学研究科の学位授与方針の内容に, 「修得すべき学習成果」が具体的に示されていないため, 大学院担当を中心に, 法学研究科FD委員会, 大学院運営委員会において, 学位授与方針の内容の確認・検討を行い, 令和3年度に向けて学位授与方針の作成を進めている。 商学研究科では, 令和元年度に専攻別・課程別

	<p>の学位授与方針を改めて策定した。また、新たに策定した学位論文審査基準との整合性から、修得すべき学習成果としての能力を学位授与方針において示し、学習成果としての能力の具体的な内容を学位論文審査基準において示すことで、改善に努めた（資料2-(3)-2-2【ウェブ】）。</p> <p>理工学研究科では、令和元年度に大学院委員会に設置されているワーキング・グループにおいて、「修了の認定に関する方針」について見直しを行った。その結果、身に付ける能力として博士前期課程においては4項目の能力、博士後期課程においては5項目の能力を示すことにより、課程修了に当たって修得すべき学修成果が十分に示された内容となるよう改訂した（資料2-(3)-2-3【ウェブ】）。</p> <p>工学研究科では、令和元年度に「修得すべき学習成果」を盛り込むべく、大学院委員会で検討を重ね、学位授与方針を策定した。令和2年度大学院要覧に、課程修了に当たって修得すべき学習成果を加えた学位授与方針を公表し、併せて、学位論文の評価基準を明示した（資料2-(3)-2-4【ウェブ】）。</p> <p>歯学研究科では、日本大学教育憲章に沿い、課程修了に当たっての修得すべき学修成果を具体的に示した学位授与方針案を策定した。その後、研究委員会において検討を重ね、研究科分科委員会にて審議・承認の上、令和2年4月に改正を行った（資料2-(3)-2-5【ウェブ】）。</p> <p>松戸歯学研究科では、平成30年度に日本大学教育憲章を踏まえた学位授与方針を定め、課程修了に当たって修得すべき学習成果の学位授与方針への具体的な表示について、大学院分科運営委員会・大学院分科委員会で審議・決定した（資料2-(3)-2-6【ウェブ】）。</p> <p>総合基礎科学研究科では、平成30年度の大学院分科委員会において、学位授与方針を決定し、令和元年度の「大学院要覧」に掲載し、予定通り順調に改善を達成した（資料2-(3)-2-7【ウェブ】）。</p> <p>生産工学研究科では、大学院検討委員会内のカリキュラムワーキングにおいて、日本大学教育憲</p>
--	---

	<p>章の「自主創造」を構成する3つの要素8つの能力と学位授与方針との整合性・関連性について検証し、令和元年度末に課程ごとの「学位授与方針」の策定を行った（資料2-(3)-2-8【ウェブ】）。</p>
<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(3)-2-1 教学に関する全学的な基本方針（令和2年）</p> <p>資料2-(3)-2-2【ウェブ】（商学研究科）ホームページ／情報公開／1 教育研究上の目的に関する情報／大学院／商学研究科の教育方針 https://www.bus.nihon-u.ac.jp/education-information/#gsc.tab=0</p> <p>資料2-(3)-2-3【ウェブ】（理工学研究科）ホームページ／教育情報について／1 教育研究上の目的に関する情報／③修了の認定に関する方針 http://www.cst.nihon-u.ac.jp/graduate_school/edu_info/index.html</p> <p>資料2-(3)-2-4【ウェブ】（工学研究科）ホームページ／大学院入学案内／ディプロマ・ポリシー https://www.ce.nihon-u.ac.jp/admission310-2/</p> <p>資料2-(3)-2-5【ウェブ】（歯学研究科）歯学部ホームページ／教育研究上の目的と方針／ディプロマ・ポリシー https://www.dent.nihon-u.ac.jp/graduate/education/</p> <p>資料2-(3)-2-6【ウェブ】（松戸歯学研究科）ホームページ／松戸歯学研究科について／松戸歯学研究科三つのポリシー／1 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針，DP） https://www.mascats.nihon-u.ac.jp/graduate/info/purpose.html</p> <p>資料2-(3)-2-7【ウェブ】（総合基礎科学研究科）ホームページ／大学院総合基礎科学研究科／教育情報／入学者の受入れに関する方針 教育課程の編成及び実施に関する方針 修了の認定に関する方針 https://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs_ibs/education/</p> <p>資料2-(3)-2-8【ウェブ】（生産工学研究科）</p>

		生産工学部ホームページ／大学院／大学院について／教育目標と教育方針（3つのポリシー）／生産工学研究科ディプロマポリシー 博士前期課程＜修士課程＞・博士後期課程＜博士課程＞ http://www.cit.nihon-u.ac.jp/graduate-school/about/outline
＜大学基準協会使用欄＞		
評価所見	○○○○○○○○○○○○○○	＜改善勧告＞ ・ ＜努力課題＞ ・
評定	5 4 3 2 1	評定保留
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針
	提言 (全文)	法学部 (通学課程・通信教育課程), 文理学部 (通学課程) 社会学科及び体育学科, 商学部 (通学課程・通信教育課程), 芸術学部, 歯学部, 芸術学研究科博士前期課程及び博士後期課程, 理工学研究科博士前期課程及び博士後期課程, 医学研究科, 歯学研究科, 松戸歯学研究科, 薬学研究科では, 教育課程の編成・実施方針に, 教育内容・方法等に関する基本的な考え方が示されていないので, 改善が望まれる。また, 文学研究科ドイツ文学専攻, 総合基礎科学研究科, 経済学研究科, 生産工学研究科では, 教育課程の編成・実施方針が課程ごとに定められていないので, 改善が望まれる。
	大学評価時の状況	大学本部より, 平成28年7月に, 大学院及び学部の「卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)」, 「教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)」及び「入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)」の策定又は見直しを指示し, 平成29年4月に, 三

	<p>つの方針を学部等のホームページにて公開しているが、全学的な検証を行っていなかった。</p>
<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>全学的な取組として、平成29年7月に、「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」の見直しについて、3段階に分けての見直しを指示している。内容は、体系的な教育課程の整合性の検証について、「教学に関する全学的な基本方針」に則り、「日本大学教育憲章」に基づく卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）について、その内容及び整合性を確認するものである。平成29年度から令和元年度にかけて学部等での見直しを依頼し、見直された内容については、各ポリシー等の検討を行っている本部教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループのメンバーにより点検を行った（資料2-(3)-3-1, 2-(3)-3-2）。</p> <p>具体的に各学部等における改善状況は以下のとおりである。</p> <p>教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法等に関する基本的な考え方が示されていないことについて、法学部（通学課程）では、平成29年度に「卒業（修了）の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施方針」を見直し、「教育課程の編成及び実施方針」については、基本的な考えを明記し、改善が図られた（資料2-(3)-3-3【ウェブ】）。</p> <p>文理学部社会学科及び体育学科（通学課程）では、教育課程の編成及び実施に関する方針において教育内容・方法等に関する基本的な考え方を策定し、平成30年度学部要覧から記載するよう改善している。さらに令和2年度カリキュラム改定の際に、全学科において見直しを図り記載の内容や表記を統一し、周知している（資料2-(3)-3-4【ウェブ】）。</p> <p>商学部（通学課程）では、カリキュラム改定に向けて、平成29年度以降に教育内容・方法等に関</p>

	<p>する基本的な考え方を精査し、教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を加えた。具体的な内容については、『学部要覧』に掲載した上で、商学部ホームページにおいても公表することで改善を図った（資料2-(3)-3-5【ウェブ】）。</p> <p>芸術学部では、「カリキュラム・シラバス改革ワーキンググループ」において、具体的な見直しを図った。芸術学部長に対してこの見直しの提言を行い、学部長からの諮問に基づき学務委員会及び教授会での了承を受け、平成31年4月発行の学部要覧に記載、さらに学部ホームページに掲載し、学内外に広く周知した（資料2-(3)-3-6【ウェブ】）。</p> <p>歯学部では、歯学部学務委員会・教授会を中心として検討を重ね、平成31年4月1日に新たな3つの方針を定め、公表に至っている（資料2-(3)-3-7【ウェブ】）。なお、教育課程の編成・実施方針には、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を明示して対応がなされている。</p> <p>通信教育部（法学部（通信教育課程）、商学部（通信教育課程））では、学務委員会が中心となって各ポリシーの見直しを行った。「日本大学教育憲章」における自主創造の3つの構成要素及びその8つの能力と、3つの方針との整合性・関連性について、通学課程の各学部とも連携を図りながら検証し、方針を改定した（資料2-(3)-3-8【ウェブ】）。</p> <p>芸術学研究科では、大学院専攻主任会議及び大学院分科委員会において教育課程編成・実施の方針を検討、承認し、『大学院要覧2020』に記載、さらに学部ホームページに掲載し、学内外に広く周知した（資料2-(3)-3-9【ウェブ】）。</p> <p>理工学研究科では、大学院委員会において改善に向けて検討し、大学院委員会に設置されているワーキング・グループにおいて、「教育課程の編成及び実施に関する方針」について見直しを行った。その結果、教育内容・方法等に関する基本的な考え方が十分に示された内容となるよう改定した（資料2-(3)-3-10【ウェブ】）。</p>
--	---

		<p>医学研究科では、「教育課程の編成及び実施に関する方針」について、指摘があった教育内容・方法等に関する基本的な考え方を条文に明示するように検討の上、改正し、令和2年度から学内のみならず、広く社会に公開した（資料2-(3)-3-11【ウェブ】）。</p> <p>歯学研究科では、研究担当を中心に日本大学教育憲章に沿い、教育内容・方法等を具体的に示した教育課程の編成・実施方針案を策定した。その後、研究委員会において検討を重ね、研究科分科委員会にて審議・承認の上、令和2年4月に改定を行い、ホームページ等に掲載している（資料2-(3)-3-12【ウェブ】）。</p> <p>松戸歯学研究科では、教育内容・方法等に関する基本的な考え方の教育課程の編成・実施方針への具体的な表示を大学院分科運営委員会・大学院分科委員会において審議・決定した。これらは、学内及び学外へ周知・公表を終えており、予定どおり改善した（資料2-(3)-3-13【ウェブ】）。</p> <p>薬学研究科では平成30年度に大学院分科委員会において、「教育課程の編成及び実施に関する方針」の見直しを行い、教育課程の編成・実施方針、さらに教育内容・方法等に関する基本的な考え方を明文化することで改善が図られた。なお、改正後の方針は、令和元年度以降の大学院要覧に掲載することで学生に周知している（資料2-(3)-3-14【ウェブ】）。</p> <p>教育課程の編成・実施方針が課程ごとに定められていないことについて、文学研究科ドイツ文学専攻では、令和元年度に実施したカリキュラム改定の際に、文学研究科の専攻主任会がドイツ文学専攻に課程ごとに方針を定めるように指示し、その方針案を文学研究科の専攻主任会及び分科委員会に諮り改善を図った（資料2-(3)-3-15【ウェブ】）。</p> <p>総合基礎科学研究科では、平成30年度の大学院分科委員会において、教育課程の編成・実施方針を決定し、令和元年度（平成31年度）の「大学院要覧」に掲載し、予定通り順調に改善した（資料2-(3)-3-16【ウェブ】）。</p>
--	--	--

		<p>経済学研究科では、大学院委員会及び大学院常任委員会を中心に研究指導科目の再編成と、開講科目の設置について検討を行うとともに、教育課程の編成・実施方針の明確化に向けて見直しを行った（資料2-(3)-3-17【ウェブ】）。</p> <p>生産工学研究科では、大学院検討委員会内のカリキュラムワーキングにおいて、日本大学教育憲章の「自主創造」を構成する3つの要素8つの能力と教育課程の実施及び方針との整合性・関連性について検証し、令和元年度末に課程ごとの「教育課程の編成・実施方針」の策定を行った（資料2-(3)-3-18【ウェブ】）。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(3)-3-1 「卒業の認定に関する方針」, 「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び 「入学者の受入れに関する方針」の見直しについて（依頼）</p> <p>資料2-(3)-3-2 「卒業の認定に関する方針」(DP)及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」(CP)の見直しを要する概要及び要点等について（依頼）</p> <p>資料2-(3)-3-3【ウェブ】（法学部）ホームページ／学部教育研究情報／4. 教育課程の編成及び実施に関する方針 https://www.law.nihon-u.ac.jp/educational_info/law.html</p> <p>資料2-(3)-3-4【ウェブ】（文理学部）ホームページ／文理を知る／教育課程の編成及び実施に関する方針／ https://www.chs.nihon-u.ac.jp/about/curriculum_policy/</p> <p>資料2-(3)-3-5【ウェブ】（商学部）ホームページ／情報公開／1. 教育研究上の目的に関する情報／学部／商学部教育方針／教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） https://www.bus.nihon-u.ac.jp/education-information/#gsc.tab=0</p> <p>資料2-(3)-3-6【ウェブ】（芸術学部）ホームページ／情報公開／修学上の情報等／6. 教育課程編成・実施の方針，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（履修モデル</p>

		<p>の設定, 主要科目の特長, 科目ごとの目標等) / 学部教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>http://www.art.nihon-u.ac.jp/about/relations/</p> <p>資料2-(3)-3-7【ウェブ】 (歯学部) ホームページ/教育研究上の目的と方針/教育方針/カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成及び実施に関する方針)</p> <p>http://www.dent.nihon-u.ac.jp/about/policy/index.html</p> <p>資料2-(3)-3-8【ウェブ】 (通信教育部) ホームページ/教育情報/通信教育部の教育方針</p> <p>https://www.dld.nihon-u.ac.jp/education_info/student/#inLink2</p> <p>資料2-(3)-3-9【ウェブ】 (芸術学研究科) ホームページ/情報公開/6. 教育課程編成・実施の方針, 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報 (履修モデルの設定, 主要科目の特長, 科目ごとの目標等) / 大学院教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>http://www.art.nihon-u.ac.jp/about/relations/</p> <p>資料2-(3)-3-10【ウェブ】 (理工学研究科) ホームページ/教育情報について/1 教育研究上の目的に関する情報/④教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>http://www.cst.nihon-u.ac.jp/graduate_school/edu_info/index.html</p> <p>資料2-(3)-3-11【ウェブ】 (医学研究科) ホームページ/教育研究上の目的・教育方針/カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)</p> <p>https://www.med.nihon-u.ac.jp/gaiyou/policy.html</p> <p>資料2-(3)-3-12【ウェブ】 (歯学研究科) ホームページ/教育研究上の目的と方針/教育方針/カリキュラム・ポリシー</p> <p>https://www.dent.nihon-u.ac.jp/graduate/education/</p>
--	--	---

		<p>資料2-(3)-3-13【ウェブ】（松戸歯学研究科）ホームページ／松戸歯学研究科について／松戸歯学研究科三つのポリシー／2 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針，CP）</p> <p>https://www.mascat.nihon-u.ac.jp/graduate/info/purpose.html</p> <p>資料2-(3)-3-14【ウェブ】（薬学研究科）ホームページ／大学院薬学研究科の理念及び目的／カリキュラム・ポリシー</p> <p>https://www.pha.nihon-u.ac.jp/academics/graduate/</p> <p>資料2-(3)-3-15【ウェブ】（文学研究科）ホームページ／大学院文学研究科／教育情報／入学者受入方針 教育課程編成・実施方針 学位授与方針／ドイツ文学専攻</p> <p>https://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs_lss/education/</p> <p>資料2-(3)-3-16【ウェブ】（総合基礎科学研究科）ホームページ／大学院総合基礎科学研究科／教育情報／入学者の受入れに関する方針 教育課程の編成及び実施に関する方針 修了の認定に関する方針</p> <p>https://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs_ibs/education/</p> <p>資料2-(3)-3-17【ウェブ】（経済学研究科）ホームページ／教育情報／日大経済のカリキュラムポリシー／大学院</p> <p>https://www.eco.nihon-u.ac.jp/education/</p> <p>資料2-(3)-3-18【ウェブ】（生産工学研究科）ホームページ／大学院について／教育目標と教育方針（3つのポリシー）／生産工学研究科カリキュラムポリシー 博士前期課程＜修士課程＞・博士後期課程＜博士課程＞</p> <p>http://www.cit.nihon-u.ac.jp/graduate-school/about/outline</p>
	<p><大学基準協会使用欄></p>	
	<p>評価所見</p>	<p>○○○○○○○○○○○○</p>

		<p><改善勧告></p> <p>・</p> <p><努力課題></p> <p>・</p>
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	提言（全文）	法学研究科, 文学研究科, 総合基礎科学研究科, 経済学研究科, 商学研究科, 理工学研究科, 生産工学研究科, 工学研究科の博士後期課程のカリキュラムは, リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので, 課程制大学院制度の趣旨に照らして, 同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
	大学評価時の状況	各研究科においては教員の個別指導が中心となるリサーチワーク主体の状況であり, コースワークの設定がないなど, リサーチワークとの適切な組み合わせがなされていない状況であった。
	大学評価後の改善状況	<p>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程の編成について, 各研究科の案に確認を行った上で, 令和2年度においては経済学研究科, 商学研究科, 工学研究科, 令和3年度においては文学研究科が再編成を行い, 学則の改定を実施している(資料2-(3)-4-1, 2-(3)-4-2)。未対応の研究科についても次年度以降の教育課程再編を予定している。具体的には法学研究科, 総合基礎科学研究科, 理工学研究科, 生産工学研究科は未対応のため, 次年度以降の教育課程再編を予定している。</p> <p>具体的な各研究科の取組は以下のとおりである。</p> <p>法学研究科では, 博士後期課程では, 令和2年度に行われた学部のカリキュラム改定を踏まえて, 段階的に検討を行う予定である。</p> <p>文学研究科では, 博士後期課程において, 個別教員による適切な指導に重点を置き, 5年間を通</p>

		<p>した体系的な教育課程という観点からリサーチワークとコースワークを適切に組み合わせることにより、教育内容の充実を図るため、令和3年度からカリキュラム変更した。</p> <p>総合基礎科学研究科では、博士後期課程のコースワークに係るカリキュラム変更については、博士前期課程の新カリキュラムの進行状況を踏まえて、2年後に博士後期課程へつなげていくことを見据えて令和3年度における変更を見送り、令和4年度の変更を目指して専攻主任会において検討を行っている。</p> <p>経済学研究科では、大学院委員会が主体となり、博士後期課程科目の単位化を行うとともにコースワーク及びリサーチワークを適切に組み合わせることで体系的に再編成を行った。</p> <p>商学研究科では、大学院課程検討委員会が中心となって令和2年度開始の新カリキュラムに合わせ、博士後期課程ではコースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムに改定し、令和2年度新生から適用している。</p> <p>理工学研究科では、リサーチワークとコースワークの適切な組み合わせについて、令和4年度のカリキュラム変更に向けて、大学院委員会ワーキング・グループにおいて検討を行う。</p> <p>生産工学研究科では、大学院検討委員会内のカリキュラムワーキングにて、令和4年度改定カリキュラムの基本方針について、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせる体系的なカリキュラムの編成の骨子を令和2年度中に決定し、これに続けて、令和3年度中に具体的なカリキュラムの詳細について検討を行う。</p> <p>工学研究科では、令和元年度に大学院委員会にて令和2年度カリキュラム変更に向けて現行カリキュラムの検証及び新たなカリキュラムを検討し、この中で、博士後期課程カリキュラムに「リサーチワーク」、「コースワーク」科目を新設し単位化を導入した。なお、令和2年度変更カリキュラムが承認され、授業を開始した。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(3)-4-1 学則（令和2年度）（抜粋：経済学研究科，商学研究科，工学研究科）</p>

		資料2-(3)-4-2 学則 (令和3年度) (抜粋: 文学研究科)
＜大学基準協会使用欄＞		
評価所見		<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>＜改善勧告＞</p> <p>・</p> <p>＜努力課題＞</p> <p>・</p>
評価		5 4 3 2 1 評価保留
No.	種 別	内 容
5	基準	基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	提言 (全文)	法学部, 文理学部, 経済学部, 商学部の通信教育課程では, シラバスに1年間の授業計画や成績評価基準が掲載されていないので, 改善が望まれる。また, 総合基礎科学研究科, 理工学研究科のシラバスでは, 「特別研究・特別講究」「特別研究」において授業計画の記載がなく, 芸術学研究科のシラバスでは, 「特論」及び「特殊研究」において「授業及び指導計画」の記載内容に精粗があるため, それぞれ改善が望まれる。
	大学評価時の状況	平成23年11月に, 大学本部の学務委員会で『シラバスの作り方: 日本大学版』を作成し, 記載すべき項目や内容等を示すことで, 全学的に統一するものとしていたが, シラバスの様式が, 学部, 研究科により異なるなどの事態が生じることとなった (資料2-(3)-5-1)。
	大学評価後の改善状況	<p>全学的な取組として, 大学本部で実施している「学長による学部長等とのビジョン共有のための面談」において, シラバスの記載項目については, 重点的に確認を行っている。</p> <p>本学FD推進センターにおいては, 新任教員を対象に, 日本大学教育憲章を基軸としたシラバス作成方法等の手法についてのワークショップを実施しているほか, 本学が目指す教育課程, 授業の設計や運用等を念頭に置いたシラバスの作成</p>

	<p>方法を掲載した、「FDガイドブック：ティーチングガイド」を専任教職員に配付するとともに、非常勤講師や学生も閲覧できるよう、本学ホームページ上に公開している（資料2-(3)-5-2）。</p> <p>その他、学部との情報共有のため、令和元年度に各学部の学務担当を対象に「教学推進ミーティング」を実施し、日本大学教育憲章に示した「自主創造」の3つの構成要素に係る8つの能力等をカリキュラムや授業等に取り入れる設計思想を示した。また、学部等におけるシラバス記載に係る内容確認のため、学部等で作成したシラバス作成要領の提出を求めた。確認の結果、記載の内容については、多くの学部で、前述の教学推進ミーティング等での情報共有を受けた改善が見られることから、改善事項に関する記載に不足のある学部に対して、見直しを求める準備を進めている。</p> <p>指摘のあった学部及び研究科では、シラバスの記載項目の見直し等を通じて、改善が図られている。</p> <p>具体的に各学部等における改善状況は以下のとおりである。</p> <p>シラバスに1年間の授業計画や成績評価基準が掲載されていないことについて、通信教育部（法学部（通信教育課程）、文理学部（通信教育課程）、経済学部（通信教育課程）、商学部（通信教育課程））では、学務委員会で、『スクーリングの手引』及び『教材要綱』の記載内容を検証し、平成31年度版の『教材要綱』には、学修到達目標・学修方法・成績評価基準及び授業計画の4項目が加わり、スクーリングシラバスと同水準の内容となるよう充実を図った（資料2-(3)-5-3【ウェブ】）。</p> <p>「特別研究・特別講究」「特別研究」の授業計画がシラバス上に記載されていないことについては、総合基礎科学研究科では、博士前期課程の全ての科目において授業計画を見直し、特に「特別研究・特別講究」については15回の授業計画を記載するよう改善に努めた（資料2-(3)-5-4, 2-(3)-5-5, 2-(3)-5-6）。ただし、博士後期課程の「特別</p>
--	---

		<p>研究」については現状リサーチワークであるため、授業計画を記載することは困難であるため、令和4年度カリキュラムの策定に向け、検討を続けている。</p> <p>理工学研究科では、平成31年度シラバス作成時に、「特別演習・講究」については、授業科目のため、その他の授業科目と同様に授業計画等の記載を行った。「特別研究」については研究指導科目であるため、研究指導科目であることを明確にし、研究指導の計画及び研究指導の方法について分かりやすく記載するよう改善した(資料2-(3)-5-7, 2-(3)-5-8【ウェブ】, 2-(3)-5-9)。</p> <p>「特論」及び「特殊研究」において「授業及び指導計画」のシラバスの記載内容に精粗があることについては、芸術学研究科では、「授業及び指導計画」の記載内容をさらに細密な記載内容となるよう、専任・非常勤に関わらず担当教員全員に、シラバス作成要領を配付し依頼した。さらに、教育研究活動の質を保証し、継続的に改善・向上を行うため、学部教育と連携しながら、シラバス記載内容が適正であるかといった観点の第三者チェックを担当教員所属専攻の学務委員等に依頼し、適正化を図った(資料2-(3)-5-10, 2-(3)-5-11, 2-(3)-5-12, 2-(3)-5-13)。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>総合基礎科学研究科については、令和4年度カリキュラムの策定に向けて、博士後期課程の授業計画の記載方法等について検討する。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(3)-5-1 シラバスの作り方：日本大学版 資料2-(3)-5-2 FDガイドブック（ティーチングガイド） 資料2-(3)-5-3【ウェブ】（通信教育部）ホームページ／教材要綱及び授業計画 https://www.dld.nihon-u.ac.jp/course/syllabus/ 資料2-(3)-5-4（総合基礎科学研究科）ホームページ／博士前期課程特別講究シラバス 資料2-(3)-5-5（総合基礎科学研究科）ホームページ／博士前期課程特別研究シラバス 資料2-(3)-5-6（総合基礎科学研究科）ホーム</p>

	産工学部では、上限を48単位としているものの、2～4年次においては、卒業要件単位に含むことができる教職科目や必修科目を履修上限対象外としているので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。
大学評価時の状況	各科目の単位は、単位制度の趣旨に沿って適切に設定されていると評価されたが、年度の履修上限単位数が、一部の学部において高くなっていることから、改善が求められた。
大学評価後の改善状況	<p>全学的な取組として、「教学に関する全学的な基本方針」において、単位制度に係る事前・事後学修等も含めた授業時間数の確保や、授業科目の質を担保するための成績評価基準及び適切な合格基準の設定等の実質化を定めている（資料2-(3)-6-1）。また、GPAについても、これらを適切に評価し、学生が身に付ける能力を測る指標の一つとして明記しており、具体的な対応は、学部等において進められている。</p> <p>GPAの取扱いについては、これまで「グレード・ポイント・アベレージに関する申合せ」に基づき運用されてきたが、令和2年度より、この取扱いを学則に規定した（資料2-(3)-6-2）。</p> <p>学部における取組状況として、理工学部（建築学科を除く）では、令和2年度のカリキュラム変更時に「履修登録単位数の上限に関する要項」を一部改正した（資料2-(3)-6-3）。今後は、令和5年度のカリキュラム完成年度に向けて、学務委員会を中心に分析をし、検証を行う。</p> <p>工学部では、令和4年度以降に予定しているカリキュラム変更に合わせて、GPAによる学生の履修単位数の確認及び現行制度の活用方法について更に検証を行い、CAP制度に係るGPAの閾値及び履修登録単位数の設定の改善について取り組む（資料2-(3)-6-4、2-(3)-6-5）。</p> <p>生産工学部では、教育開発センター委員会内の教育検討専門委員会において、令和4年度カリキュラム変更を目指し、単位制度の趣旨に照らして、履修上限に含まれる科目の見直しの検討を行っている。</p>

		<p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>今後は、大学としての成績評価基準を示し、同一科目間の成績分布、履修科目の上限数、科目ナンバリングなどの個々の取組の連関について、本部学務部学務課を中心とした全学的な教学マネジメントを行い、GPAの実質化に向けた検討を進めていく。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料2-(3)-6-1 教学に関する全学的な基本方針（平成29年）</p> <p>資料2-(3)-6-2 学則（令和2年度）（抜粋：28条、36条）</p> <p>資料2-(3)-6-3 （理工学部）履修登録単位数の上限に関する要項</p> <p>資料2-(3)-6-4 （工学部）令和元年度学務委員会資料及び議事録</p> <p>資料2-(3)-6-5 （工学部）令和2年度学務委員会資料及び議事録</p>
<大学基準協会使用欄>		
	評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○○○</p> <p><改善勧告></p> <p>・</p> <p><努力課題></p> <p>・</p>
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
7	基準	基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	提言（全文）	生物資源科学研究科博士前期課程（生物環境科学専攻を除く）において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。
	大学評価時の状況	全学的には、研究指導計画に基づく研究指導の方法及びスケジュールについて、ガイダンス等を通じて学生へ周知されていたが、生物資源科学研究科においては、口頭のみ周知に留まり、大学院要覧への記載がなかった。
	大学評価後の改善状況	生物資源科学研究科において、入学から修了ま

		での各年次のマイルストーンとなるべき内容及び時期を明らかにし、学位授与の手續に関する手順と併せて平成30年度から大学院要覧に掲載した(資料2-(3)-7-1)。また、令和2年度には学位授与の手續に記載した各年次のマイルストーンとなるべき内容をより詳細にし、教員及び学生が研究指導計画を共有できるよう、大学院要覧に記載し周知している(資料2-(3)-7-2)。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(3)-7-1 (生物資源科学研究科) 大学院要覧2018(抜粋: 課程修了による学位授与の手續き) 資料2-(3)-7-2 (生物資源科学研究科) 大学院要覧2020(抜粋: 課程修了による学位授与の手續き)
＜大学基準協会使用欄＞		
	評価所見	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ＜改善勧告＞ . ＜努力課題＞ .
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
8	基準	基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	提言(全文)	文学研究科, 総合基礎科学研究科, 商学研究科, 芸術学研究科, 理工学研究科, 歯学研究科, 生物資源科学研究科, 獣医学研究科において, 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究等を行っていないので, 改善が望まれる。
	大学評価時の状況	全学をあげて教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした取組を実施していたが, 一部の研究科においては, 学部と合同で開催するなど, 大学院に限定した組織的な取組がなされていなかった。
	大学評価後の改善状況	全学的な取組として, 全学FD委員会の調査・

	<p>分析ワーキンググループが毎年度「FD等教育開発・改善活動に関する調査」を実施し、大学院に特化した内容で、教育改善の取組状況について確認を行っている。その結果については、学部や短期大学部と併せて、「FD等教育開発・改善活動に関する調査報告書」として取りまとめ、優れた取組の事例などを紹介するとともに、今後の課題についての情報共有を行っている（資料2-(3)-8-1【ウェブ】）。</p> <p>文学研究科，総合基礎科学研究科では「大学院を対象としたFDアンケート」を実施し改善に努めている（資料2-(3)-8-2【ウェブ】）。令和2年度には，大学院のFD活動として，情報交換会をZoomで開催した。また，大学院FD講演会をZoomによるWEBセミナー形式で開催した（資料2-(3)-8-3）。</p> <p>商学研究科では，大学院課程検討委員会が「大学院教育・研究環境に関するアンケート」や授業評価アンケートを実施した。またFD講習会やワークショップを開催した（資料2-(3)-8-4，2-(3)-8-5）。</p> <p>芸術学研究科では，研究科教員を対象としたオンラインFD研修を実施した（資料2-(3)-8-6，2-(3)-8-7）。</p> <p>理工学研究科では，平成30年度から，理工学部FD委員会が開催している研修会において，授業等の改善につなげるための，各専攻におけるFD活動の取組報告を行っている。大学院独自のFD活動については，理工学部のFD重点検討事項として検討を進めている（資料2-(3)-8-8，2-(3)-8-9，2-(3)-8-10，2-(3)-8-11，2-(3)-8-12）。</p> <p>歯学研究科では，大学院生を対象とした授業評価アンケートの実施や，研究科分科委員を対象に動画による研修会を実施した（資料2-(3)-8-13）。生物資源科学研究科・獣医学研究科では，大学院生のキャリア形成と結びついた体系的な科目整備に係る講演会を実施した（資料2-(3)-8-14，2-(3)-8-15）。</p> <p>各研究科が，大学院の組織的なアンケートの活用，研修・研究の形式で改善に努めている。</p>
--	--

		<p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>引続き「FD等教育開発・改善活動に関する調査」を実施し、情報の集約や共有を行うとともに、各研究科に年度の予定を全学FD委員会の調査・分析ワーキンググループに提出させるなど、研究科単位での研修・研究をより計画的に実施できるような体制を整え、実際の改善につなげることができるようにする。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(3)-8-1【ウェブ】 大学ホームページ／FD推進センター概要／各種報告書／FD等教育開発・改善活動に関する調査報告書 http://www.nihon-u.ac.jp/fd-center/outline/report/</p> <p>資料2-(3)-8-2【ウェブ】 (文学研究科, 総合基礎科学研究科) ホームページ／FDアンケート https://www.chs.nihon-u.ac.jp/kyoumu/fd/report/</p> <p>資料2-(3)-8-3 (文学研究科, 総合基礎科学研究科) FD講演会案内</p> <p>資料2-(3)-8-4 (商学研究科) FD講習会実施要項</p> <p>資料2-(3)-8-5 (商学研究科) 大学院FDワークショップ開催要項</p> <p>資料2-(3)-8-6 (芸術学研究科) 令和元年度学部・大学院合同FD・SD合同研修会開催通知</p> <p>資料2-(3)-8-7 (芸術学研究科) 令和2年度大学院芸術学研究科FD研修会実施要項</p> <p>資料2-(3)-8-8 (理工学研究科) 理工学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会議事録(平成31年1月25日開催)(抜粋)</p> <p>資料2-(3)-8-9 (理工学研究科) FD研修会開催報告</p> <p>資料2-(3)-8-10 (理工学研究科) FD研修会資料</p> <p>資料2-(3)-8-11 (理工学研究科) ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会議事録(令和元年6月20日開催)(抜粋)</p> <p>資料2-(3)-8-12 (理工学研究科) ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会議事録(令和2年7月3日開催)(抜粋)</p>

		資料2-(3)-8-13 (歯学研究科) 研究科分科委員会議事録 第5回(令和2年9月24日開催) 第6回(令和2年10月22日開催) 資料2-(3)-8-14 (生物資源科学研究科・獣医学研究科) 令和元年度第2回FD委員会議事録(令和元年11月28日開催) 資料2-(3)-8-15 (生物資源科学研究科・獣医学研究科) 令和元年度第2回FD研修会開催通知・報告(令和2年1月23日開催)
<大学基準協会使用欄>		
	評価所見	○○○○○○○○○○○○ <改善勧告> . <努力課題> .
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
9	基準	基準4 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	提言(全文)	芸術学研究科博士前期課程, 国際関係研究科博士後期課程, 医学研究科, 歯学研究科, 生物資源科学研究科博士前期課程, 薬学研究科では, 学位論文審査基準が定められておらず, 法学研究科, 文学研究科, 総合基礎科学研究科, 商学研究科, 工学研究科においては, 学位論文審査基準が課程ごとに定められていないので, それぞれ『大学院履修要覧』などに明記するよう改善が望まれる。また, 新聞学研究科博士後期課程, 生物資源科学研究科博士後期課程, 獣医学研究科においては, 学位論文審査基準が学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する内容となっていないので, 改善が望まれる。
	大学評価時の状況	各研究科によって「学位に求める水準や, 学位に求める水準か否かを審査する内容について, 共通認識がない」, 「修士課程(または博士課程)については学位審査基準を明文化していない」, 「教員

		<p>間でのみ審査基準を共有していたが公表していない」といったように対応が統一されていない状況であり、審査の透明性が確保できていない状況であった。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>全学的な取組として、認証評価による指摘及び学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の令和2年4月1日施行に伴い、各研究科は次のとおり対応した。</p> <p>学位論文審査基準が定められていないことについて、芸術学研究科博士前期課程では新たに審査体制を付記した見直し案を諸会議で承認し、『大学院要覧2020』に明記するとともにホームページで公表した（資料2-(3)-9-1, 2-(3)-9-2【ウェブ】）。</p> <p>国際関係研究科博士後期課程では、大学院国際関係研究科専門委員会が中心となって博士後期課程の「課程による学位（博士）論文審査に係る評価ポイント」（案）を策定し、大学院国際関係研究科分科委員会において審議の上、定め、明文化された博士後期課程の「課程による学位（博士）論文審査に係る評価ポイント」を『大学院履修の手引き』に明記し、大学院生及び研究指導教員等に周知するとともにホームページにも掲載した（資料2-(3)-9-3, 2-(3)-9-4【ウェブ】）。</p> <p>医学研究科では、「学位論文審査基準」をホームページに公開している電子シラバスの「大学院履修要項」上に明示している（資料2-(3)-9-5, 2-(3)-9-6）。</p> <p>歯学研究科では「学位請求論文審査に関する要項」について見直しを図り、大学院生を対象とした説明会を実施するとともに、授業計画（シラバス）及びホームページに掲載した（資料2-(3)-9-7, 2-(3)-9-8【ウェブ】）。</p> <p>生物資源科学研究科博士前期課程では各委員会での検討を重ね、「生物資源科学研究科学位（修士）論文審査基準」及び「生物資源科学研究科学位（博士）論文審査基準」を制定し、大学院要覧に掲載するとともにホームページにも掲載した（資料2-(3)-9-9, 2-(3)-9-10【ウェブ】）。</p> <p>薬学研究科では明文化していなかった学位論</p>

	<p>文審査基準について、大学院学務委員会及び大学院分科委員会において検討の上作成し、令和元年度以降の大学院要覧に明記するとともにホームページにも掲載した（資料2-(3)-9-11, 2-(3)-9-12【ウェブ】）。</p> <p>学位論文審査基準が課程ごとに定められていないことについて、法学研究科では大学院担当を中心に、法学研究科FD委員会、大学院運営委員会において、客観性、厳格性が担保されるよう審査基準の検討を行い、「学位論文評価基準」を策定し、ホームページ及び大学院要覧に掲載した（資料2-(3)-9-13, 2-(3)-9-14【ウェブ】）。</p> <p>文学研究科では博士前期課程の学位審査基準を新たに制定し、博士後期課程について学位審査基準の見直しを図った。学位論文評価基準については、大学院要覧及び研究科ホームページで公表した（資料2-(3)-9-15, 2-(3)-9-16【ウェブ】）。</p> <p>総合基礎科学研究科では従来からの博士前期課程及び博士後期課程の学位審査基準に見直しを図り、改正した。学位論文評価基準については、大学院要覧及び研究科ホームページで公表した（資料2-(3)-9-17, 2-(3)-9-18【ウェブ】）。</p> <p>商学研究科では、令和元年度に、博士前期課程及び博士後期課程における学位論文審査基準として、課程別・専攻別に策定した。併せて、大学院履修要項に「商学研究科学位論文審査基準」として記載するとともに、商学部ホームページ上で大学院履修要項を公表した（資料2-(3)-9-19, 2-(3)-9-20【ウェブ】）。</p> <p>工学研究科では、大学院委員会にて検討を行い、学位論文審査基準を策定し、令和2年度大学院要覧に明示するとともにホームページにも掲載した（資料2-(3)-9-21, 2-(3)-9-22【ウェブ】）。</p> <p>学位論文審査基準が学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する内容となっていないことについて、新聞学研究科では新聞学研究科運営委員長、新聞学研究科FD委員会、大学院運営委員会において、審査基準等の確認、整理を行い「学位論文評価基準」の策定を行った。同研究科のホームページ及び大学院要覧に掲載した</p>
--	---

		<p>(資料2-(3)-9-23, 2-(3)-9-24【ウェブ】)。 生物資源科学研究科博士後期課程では各委員会での検討を重ね、「生物資源科学研究科学位(修士)論文審査基準」及び「生物資源科学研究科学位(博士)論文審査基準」を制定し、令和2年度より大学院要覧に掲載とともにホームページにも掲載した(資料2-(3)-9-9, 2-(3)-9-10【ウェブ】)。</p> <p>獣医学研究科では、各専攻内で定めていた博士の学位論文審査基準を基にワーキンググループにて継続的に検討を重ねた結果、研究科としての学位論文審査基準を作成し、令和元年度制定、令和2年度に施行すると同時に大学院要覧に掲載し学生に明示するとともにホームページにも掲載した(資料2-(3)-9-9, 2-(3)-9-10【ウェブ】)。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(3)-9-1 (芸術学研究科) 大学院要覧2020 (抜粋：学位論文審査基準) 資料2-(3)-9-2【ウェブ】 (芸術学研究科) ホームページ／情報公開／修学上の情報等／4. 学位授与の方針, 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準(必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位)／(4) 大学院芸術学研究科における論文審査基準 http://www.art.nihon-u.ac.jp/about/relations/</p> <p>資料2-(3)-9-3 (国際関係学研究科) 大学院履修の手引き2020 (抜粋：学位論文審査基準) 資料2-(3)-9-4【ウェブ】 (国際関係研究科) ホームページ／刊行物紹介／大学院履修の手引き https://www.ir.nihon-u.ac.jp/guide/publication/</p> <p>資料2-(3)-9-5 (医学研究科) 大学院履修要覧2020 (抜粋：学位論文審査基準) 資料2-(3)-9-6 (医学研究科) ホームページ／電子シラバス／大学院履修要項／日本大学大学院医学研究科における学位論文審査基準 資料2-(3)-9-7 (歯学研究科) 授業計画(大学院要覧)2020 (抜粋：学位論文審査基準) 資料2-(3)-9-8【ウェブ】 (歯学研究科) ホームページ／学位(博士)論文審査／2. 論文審査基</p>

		<p>準</p> <p>https://www.dent.nihon-u.ac.jp/graduate/examination/</p> <p>資料2-(3)-9-9 (生物資源科学研究科・獣医学研究科) 大学院要覧2020 (抜粋：学位論文審査基準)</p> <p>資料2-(3)-9-10【ウェブ】 (生物資源科学研究科) ホームページ／教育情報／学則等諸規程／要覧</p> <p>https://www.brs.nihon-u.ac.jp/about/policy/gakusoku/</p> <p>資料2-(3)-9-11 (薬学研究科) 大学院要覧2020 (抜粋：学位論文審査基準)</p> <p>資料2-(3)-9-12【ウェブ】 (薬学研究科) ホームページ／学部概要／情報公開／日本大学学則等／要覧</p> <p>https://www.pha.nihon-u.ac.jp/outline/education/regulations/</p> <p>資料2-(3)-9-13 (法学研究科) 大学院要覧2020 (抜粋：学位論文審査基準)</p> <p>資料2-(3)-9-14【ウェブ】 (法学研究科) ホームページ／法学研究科について／学位論文評価基準</p> <p>http://nihon-u-gs.jp/law/about/standard.html</p> <p>資料2-(3)-9-15 (文学研究科) 大学院要覧2020 (抜粋：学位論文審査基準)</p> <p>資料2-(3)-9-16【ウェブ】 (文学研究科) ホームページ／学位論文評価基準／学位論文が満たすべき水準</p> <p>https://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs_lss/graduate_evaluation/degree/</p> <p>資料2-(3)-9-17 (総合基礎科学研究科) 大学院要覧2020 (抜粋：学位論文審査基準)</p> <p>資料2-(3)-9-18【ウェブ】 (総合基礎科学研究科) ホームページ／学位論文評価基準／学位論文が満たすべき水準</p> <p>https://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs_ibs/graduate_evaluation/degree/</p> <p>資料2-(3)-9-19 (商学研究科) 履修要覧2020 (抜</p>
--	--	---

	<p>おらず、生物資源科学研究科については、博士前期課程の文言が主であり、その後段の一部に博士後期課程の文言が記されている状態であった。</p>
<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>全学的な取組として、認証評価による指摘及び学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の令和2年4月1日施行に伴い、各研究科は次のとおり対応した。</p> <p>総合基礎科学研究科では、令和元年度に課程及び専攻ごとの入学者の受入れに関する方針を策定し、大学院要覧及びホームページにおいて周知・公表した（資料2-(3)-10-1【ウェブ】）。</p> <p>国際関係研究科では、平成30年度中に大学院国際関係研究科運営委員会を中心に課程ごとの入学者の受入れに関する方針（案）を策定し、大学院国際関係研究科分科委員会において審議の上、制定した。令和元年度以降の『大学院履修の手引き』に明記するとともに本研究科のホームページにて公表した（資料2-(3)-10-2【ウェブ】）。</p> <p>生産工学研究科では、大学院検討委員会内の入試ワーキングにおいて、日本大学教育憲章の「自主創造」を構成する3つの要素、8つの能力と学生受入れ方針との整合性・関連性について検証し、令和元年度末に課程ごとの「学生受入れ方針」の策定を行い、本研究科のホームページに公表した（資料2-(3)-10-3【ウェブ】）。</p> <p>工学研究科では、令和元年度に令和2年度カリキュラム改訂と併せて大学院委員会で検討し、課程ごとの入学者の受入れに関する方針を策定の上、令和3年度大学院入学募集要項に掲載し、ホームページで公表した（資料2-(3)-10-4【ウェブ】）。</p> <p>生物資源科学研究科では、学務担当及び各専攻主任によるワーキンググループを設置し、博士後期課程の入学者の受入れに関する方針について協議し、その案を生物資源科学研究科・獣医学研究科合同分科委員会に提示、承認された。策定した入学者の受入れに関する方針はホームページ及び大学院要覧等に掲載し公表した（資料2-(3)-10-5【ウェブ】）。</p>

<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料2-(3)-10-1【ウェブ】（総合基礎科学研究科）ホームページ／教育情報／入学者の受入れに関する方針 教育課程の編成及び実施に関する方針 修了の認定に関する方針 https://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs_ibs/education/</p> <p>資料2-(3)-10-2【ウェブ】（国際関係研究科）ホームページ／教育情報について／1-6. 【大学院】研究科又は課程単位の教育方針／3. アドミッション・ポリシー https://www.ir.nihon-u.ac.jp/guide/info-ed/</p> <p>資料2-(3)-10-3【ウェブ】（生産工学研究科）ホームページ／教育目標と教育方針（3つのポリシー）／生産工学研究科アドミッションポリシー http://www.cit.nihon-u.ac.jp/graduate-school/about/outline</p> <p>資料2-(3)-10-4【ウェブ】（工学研究科）ホームページ／大学院入学案内／アドミッション・ポリシー https://www.ce.nihon-u.ac.jp/admission310-2/</p> <p>資料2-(3)-10-5【ウェブ】（生物資源科学研究科）ホームページ／教育情報／1. 教育研究上の目的及び三つの方針／②大学院／入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） https://www.brs.nihon-u.ac.jp/about/policy/</p>	
<p><大学基準協会使用欄></p>		
<p>評価所見</p>	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p><改善勧告></p> <p>.</p> <p><努力課題></p> <p>.</p>	
<p>評定</p>	<p>5 4 3 2 1 評定保留</p>	
<p>No.</p>	<p>種 別</p>	<p>内 容</p>
<p>11</p>	<p>基準</p>	<p>基準5 学生の受け入れ</p>
	<p>提言（全文）</p>	<p>学部において、収容定員に対する在籍学生数比</p>

	<p>率が、文理学部では教育学科で1.25，同心理学科で1.20，芸術学部では放送学科で1.26，理工学部では建築学科で1.26，工学部では情報工学科で1.25，歯学部歯学科では1.06 と高いので，改善が望まれる。また，法学部法律学科（第二部）で過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が0.64，0.48 と低く，松戸歯学部歯学科で両比率が1.07，1.12 と高いので，改善が望まれる。</p>
<p>大学評価時の状況</p>	<p>収容定員及び入学定員の管理は教授会において行われ，実際の入学者数と在籍者数に大幅な誤差が生じないよう過去の入試結果と入学者数を踏まえて慎重に合否判定をすることで適正に管理していたが，指摘のあった以下の学部については，適正な定員数とはなっていなかった。</p> <p>法学部については，過去数年にわたり法律学科（第二部）の定員に対する志願者数及び入学者数の状況が低水準で推移していることについて教授会等で情報共有並びに問題提起した上で，より具体的な改善策を継続的に検討していくこととしていた。</p> <p>文理学部では，収容定員に対する在籍学生比率を学科単位ではなく学部全体における収容定員に対する比率と捉えており認識に差異が生じていた。そのため一部学科において適正な在籍学生数比率を超過する状況が発生した。</p> <p>芸術学部では，放送学科における卒業延期者の増加により在籍学生数が当初の予測より多くなった。</p> <p>理工学部では，建築学科の収容定員に対する在籍学生数比率が収容定員960名に対して，在籍学生数は1,210名であり，比率は1.26であった。</p> <p>工学部では，情報工学科の入学定員180名に対し入学者が213名で，外国人留学生を含む同学科収容定員720名に対する在籍学生数は897名であり，在籍学生比率は1.25と高い値になった。</p> <p>歯学部では，入学定員に基づき適切に入学者を受け入れていたが，原級留置者の増加に伴い，学生数が増加したことにより収容定員に対する在籍学生数比率が1.06となった。</p>

	<p>松戸歯学部では、入学定員に対して合格者の入学手続状況の見通しが困難であったことから、結果的に定員を超過する入学者を受け入れていた。また、定員を減少させて間もなくの時期であり、定員管理が困難な状況にあった。</p>
<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>本学では、入学定員管理について「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」並びに「私立大学等経常費補助金の交付基準」に基づき入学定員の管理をしていたが、平成29年10月、本学独自の入学定員基準が理事会で決定した。毎年各学部等に対して入学者上限数を通知し、入学定員管理の徹底を図っている。</p> <p>収容定員管理については、収容定員管理を全学的に対応はしておらず、各学部等において管理を行っている状況である（資料2-(2)-1-3）。</p> <p>法学部では、法律学科（第二部）の入学定員を1学年300名から200名に減じた上で付属校との連携強化、積極的な広報活動のほか、第一部への転部制度の周知により多くの志願者を得た結果、現在では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.94、収容定員に対する在籍学生数比率は0.67と改善に向かっている。</p> <p>文理学部では、教育学科及び心理学科において引き続き入試管理委員会を中心に各種入学試験実施時に収容定員等に係る管理表を作成し対象学科を含む全学科に配布し、合否判定をする際に基準を超えないよう改善に取り組んだ。その結果、教育学科及び心理学科の収容定員に対する在籍学生数比率はそれぞれ1.08、1.05まで改善した。</p> <p>芸術学部では、厳格な入学定員管理を引き続き行ったことに加え、放送学科の収容定員を10名増やした結果、収容定員に対する在籍学生数比率は当初の予定どおり順調に改善した。</p> <p>理工学部では、建築学科の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は、平成28年度1.26、平成29年度1.24、平成30年度1.19、令和元年度1.16、令和2年度1.14となっている。</p> <p>工学部では、留年者減少対策として、クラス担任による出席不良者や成績不振者への定期的な</p>

		<p>学修指導及び補修等期間を設け再評価の機会を確保するなどの取組の結果、情報工学科の収容定員に対する在籍学生数比率が1.15まで改善した。一方で、学科間の入学者数の偏りを是正するため、入試広報や高校訪問において、学科のバランスを考慮して、対象となる学科を重点的に紹介するなどしてPRに努めている。</p> <p>歯学部では、入学者数が定員を上回ることがないよう適正な入学定員管理を維持するとともに、留年者への履修指導、父母や成績不振者への面談、個別指導等留年及び退学者減少のための取組の結果、収容定員に対する在籍学生数比率は1.02まで改善された。</p> <p>松戸歯学部では、大学本部からの入学者上限数を遵守し、入学定員を厳格に管理した結果、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.03に改善された。一方、収容定員に対する在籍者数比率については、留年者対策として補講等の個別指導を実施したが、基準を満たすことができなかった。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>松戸歯学部については、志願者数が少なかった過去7年から10年に入学した学生が、基礎学力の不足から多年度の留年が多く、このことが現在の収容定員に対する在籍者数比率を押し上げている。すなわち、入学定員削減による総収容定員の減少に対して、歯科医師国家試験合格者数削減による進級判定の厳格化に伴い増加した留年生の減少が未だ追い付いていない状況となっていることから、今後は、対象となる学生を明確にしてきめ細やかな個人指導を実施し、進級するに至る学力を身に付けさせることにより、留年を繰り返す学生や休学者の削減を図る。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	
	<大学基準協会使用欄>	
	評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p><改善勧告></p>

		<p>・</p> <p><努力課題></p> <p>・</p>
	評定	5 4 3 2 1 評定保留
No.	種 別	内 容
12	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	<p>研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科博士前期課程で 0.27, 文学研究科博士前期課程で0.40, 商学研究科博士前期課程及び博士後期課程でそれぞれ0.28, 0.15, 理工学研究科博士後期課程で0.20, 工学研究科博士後期課程で0.22, 生物資源科学研究科博士後期課程で 0.24とそれぞれ低いので、改善が望まれる。</p>
	大学評価時の状況	<p>収容定員の管理は大学院分科委員会において行われ、実際の在籍者数に大幅な誤差が生じないよう管理していたが、指摘のあった以下の研究科については、定員に必要な入学者を確保できなかった。</p> <p>法学研究科では、過去3年間の博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、各専攻とも0.30以下と定員割れをしており、平成16年度以来、法学研究科の設置の影響を受け志願者数が減少していたことから入学定員の見直しの意見が出ていた。</p> <p>文学研究科では、パンフレットの作成、進学相談会の実施等を行ってきたが、未充足の状況が解消されなかったため、平成28年度に学生定員の変更を行い、定員超過率の適正化を目指していた。</p> <p>商学研究科では、外国人留学生の志願者は一定数いるものの、学部学生その他大学の大学院への進学や就職環境の好転等の理由により日本人学生の進学者が増えていない状況にあった。</p> <p>理工学研究科では、博士後期課程の定員充足率の向上は、従前からの検討課題であり、修了後の進路の確保等の方策等について検討を重ねてきたが、向上につながっていない状況であった。</p> <p>工学研究科では、博士後期課程の入学者数は毎</p>

		<p>年1桁台が続いており、専攻によっては入学実績がない状況にあった。博士前期課程への入学者数も課題として捉え、学部生を対象に「大学院のススメ」というチラシの配布や学部広報誌での特集号発刊など、大学院への学部生進学の実績を進めている途中であった。</p> <p>生物資源科学研究科では、大学院説明会の開催などを通じて学部生へのアピールをしていたが、定員未充足の状況となっていた。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>「教学に関する全学的な基本方針」にて示された大学院教育の質的転換への対応について、学部等における基本計画見直し等を各研究科に依頼することで、改善管理を行ってきた。各研究科における改善取組は、学内進学者確保に向けた学内入試の説明会実施や、志願者確保のための説明会実施等、入試及び広報戦略等によるものであり、その結果、学生数が増加し改善が見られるが、増加に至らない研究科もあった。</p> <p>具体的に各研究科等における改善状況は以下のとおりである（資料2-(2)-1-3）。</p> <p>法学研究科では、学内からの進学者の増加の取組として、令和2年度入学試験から、危機管理学部の卒業見込みの学生も法学部の学生と同様に推薦入学試験を受験できるようにした。また、大学院進学相談会の開催や大学院生に直接質問や相談をできる機会を設けた。これらの取組により改善傾向にあるので、引き続き改善に取り組むこととする。</p> <p>文学研究科では、留学生を中心とした志願者増を図るため、令和2年度から大学院文学研究科及び文理学部に日本語教育コースを開講した。また、内部進学者を増やすため、平成31年度から学内専攻試験の出願資格を学業成績の平均点からGPAに変更し、出願しやすい環境を整えた結果、改善傾向にあるので、引き続き改善に取り組むこととする。</p> <p>商学研究科では、学内進学者確保のための在学生向け説明会の実施、オープンキャンパスにおける大学院コーナーによる進学相談の実施してきた。その結果、改善傾向にあるので、引き続き改</p>

		<p>善に取り組むこととする。</p> <p>理工学研究科では、ワーキング・グループを設置し、広報活動を強化するとともに、アンケート調査の実施及び集計・分析を行い、志願者増加のために取り組んでいる。その結果、改善傾向にあるので、引き続き改善に取り組むこととする。</p> <p>工学研究科では、広報誌の大学院進学特集、大学院進学リーフットの作成や動画などを作成し、PRに努めた。また、学部学生と指導教員に対して進学意識調査を実施し状況分析を行い、この調査結果の分析を基に対応策を検討しているが、現状改善は見られない。</p> <p>生物資源科学研究科では、積極的な進学説明会の開催などを行っているが、在籍者数は微増にとどまっている。今後は各種の支援制度等の更なる拡充、特に学位取得後のキャリアデザイン形成については就職指導課と連携を図りながら、在籍者数増につながる体制の構築の検討を始める。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>令和2年に策定された「教学に関する全学的な基本方針」において示された、社会のニーズに合致する大学院教育の推進や学部教育との連携に対応することで、大学院修了後の進路指導や、社会人学生の取り込み等、学生確保に向けた方策を実施していく（資料2-(3)-2-1）。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>＜改善勧告＞</p> <p>・</p> <p>＜努力課題＞</p> <p>・</p>
	評価	5 4 3 2 1 評価保留
No.	種 別	内 容
13	基準	基準7 教育研究等環境

提言（全文）	<p>三軒茶屋キャンパス、生産工学部及び工学部の図書館には、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないため、改善が望まれる。</p>
大学評価時の状況	<p>三軒茶屋キャンパス事務局は、管理マネジメント課と教学サポート課の2課体制で組織されており、図書館業務については教学サポート課が分掌していた。そのため図書館業務を分掌する図書館事務課は設置されておらず、教学サポート課の専任職員が他の教務、学生、就職指導業務と兼務しながら図書館業務に従事していた。評価当時、専任職員が1名で図書館業務を担当していたが、司書資格は有していなかった。</p> <p>生産工学部分館は、評価当時、専任職員は8名、臨時職員は9名であったが、司書の有資格者は臨時職員の2名のみであった。</p> <p>工学部分館は、評価当時、専任職員は4名、臨時職員は5名であったが、司書の有資格者は臨時職員の2名のみであった。</p>
大学評価後の改善状況	<p>大学認証評価結果における提言に対する改善計画について、平成31年3月4日開催の平成30年度第3回日本大学図書館分館長・図書館事務課長合同会議にて報告された（資料2-(3)-13-1）。</p> <p>三軒茶屋キャンパス分館は、事務局執行部の指示の下、教学サポート課内の業務分担の見直しを行い、平成30年4月1日付けで司書資格を有する専任職員1名を図書館業務担当者として配置した。さらに令和2年4月1日には、専任職員1名を図書館業務担当者として配置し、当該職員は、同年10月1日司書資格を取得した。</p> <p>生産工学部分館は、専任職員が司書資格を取得するため通信講座を受講し、平成31年3月31日に司書資格を取得したが、令和2年10月1日付けで人事異動となり、再び司書有資格者の配置がなくなった。しかしながら、令和3年3月2日付けの人事異動により、図書館事務課に司書資格を有する専任職員が配置された。</p> <p>工学部分館は、専任職員が司書資格を取得するため通信講座を受講し、平成31年3月31日に司書資格を取得した。</p>

	<p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>改善状況は前述のとおりであるが、今後は、毎年度各分館より本部に提出されている5月1日現在の「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査（公益社団法人日本図書館協会）」等の調査回答により、各分館の司書の有資格者数を把握し、適切な配置を維持する（資料2-(3)-13-2）。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料2-(3)-13-1 平成29年度大学認証評価結果における提言（改善勧告・努力課題）に対する改善計画（抜粋）</p> <p>資料2-(3)-13-2 大学・短期大学・高等専門学校図書館調査票回答（抜粋）（公益社団法人日本図書館協会）</p>
<p>＜大学基準協会使用欄＞</p>	
評価所見	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>＜改善勧告＞</p> <p>・</p> <p>＜努力課題＞</p> <p>・</p>
評定	<p>5 4 3 2 1 評定保留</p>